

しょう ふくし がいよう
障がい福祉サービスの概要

<p>1. 居宅介護（ホームヘルプ） <small>きょたくかいご</small> <small>じたく にゆうよく はい しょくじ かいじょ おこな</small> 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。</p>
<p>2. 重度訪問介護 <small>じゅうどほうもんかいご</small> <small>じゅうど しょう つね かいご ひつよう じたく にゆうよく はい しょくじ</small> 重度の障がいがあり常に介護が必要なかたに、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。</p>
<p>3. 同行援護 <small>どうこうえんご</small> <small>しかくしょう いどう いちじる こんなん がいしゆつ ひつよう じょうほう ていきょう</small> 視覚障がいにより移動が著しく困難なかたに、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。</p>
<p>4. 行動援護 <small>こうどうえんご</small> <small>ちてきしょう せいしんしょう こうどう こんなん つね かいご ひつよう こうどう</small> 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要なかたに、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。</p>
<p>5. 重度障がい者等包括支援 <small>じゅうどしょう しゃとうほうかつしえん</small> <small>つね かいご ひつよう かいご ひつよう ていど いちじる たか きょたくかいご</small> 常に介護が必要なかたで、介護の必要の程度が著しく高いかたに、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。</p>
<p>6. 生活介護 <small>せいかつかいご</small> <small>つね かいご ひつよう しせつ にゆうよく はい しょくじ かいご そうさくてきかつどう</small> 常に介護が必要なかたに、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。</p>
<p>7. 自立訓練（機能訓練） <small>じりつくんれん きのうくんれん</small> <small>じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いったい きかん しんたいきのう</small> 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能のリハビリテーションなどの訓練を行うサービスです。</p>
<p>8. 自立訓練（生活訓練） <small>じりつくんれん せいかつくんれん</small> <small>じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いったい きかん にちじょう せいかつ</small> 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における日常生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。</p>
<p>9. 就労移行支援 <small>しゅうろういこうしえん</small> <small>つうじょう じぎょうしょ はたら いったい きかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりよく</small> 通常の事業所で働きたいかたに、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。</p>

10. 就労継続支援（A型）

しゅうろうけいぞくしえん がた
通常の事業所で働くことが困難なかに、雇用契約により就労の機会の提供
つうじょう じぎょうしょ はたら こんなん こようけいやく しゅうろう きかい ていきょう
や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う
せいさんかつどう た かつどう きかい ていきょう ちしき のうりよく こうじょう くんれん おこな
サービスです。

11. 就労継続支援（B型）

しゅうろうけいぞくしえん がた
通常の事業所で働くことが困難なかに、就労の機会の提供や生産活動その
つうじょう じぎょうしょ はたら こんなん しゅうろう きかい ていきょう せいさんかつどう
他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
た かつどう きかい ていきょう ちしき のうりよく こうじょう くんれん おこな

12. 就労定着支援

しゅうろうていちゃくしえん
就業に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整など
しゅうぎょう ともな せいかつめん かだい たいおう じぎょうしょ かぞく れんらくちようせい
を支援するサービスです。
しえん

13. 療養介護

りょうようかいご
医療が必要なかたで、常に介護を必要とするかたに、主に昼間に病院などにおい
いりょう ひつよう つね かいご ひつよう おも ひるま びょういん
て機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご ていきょう

14. 短期入所（ショートステイ）

たんきにゅうしょ
在宅の障がい者（児）を介護するかたが病気の場合などに、障がい者が施設に
ざいたく しょう しゃ じ かいご びょうき ばあい しょう しゃ しせつ
短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
たんきかんにゅうしょ にゅうよく はい しょくじ かいご おこな

15. 自立生活援助

じりつせいかつえんじょ
共同生活援助支援や施設入所支援を利用していかたにたいし、定期的な
きょうどうせいかつえんじょしえん しせつにゅうしょしえん りよう たい ていきてき
巡回訪問や随時の対応により、地域生活に向けた相談・助言などを行うサー
じゆんかいほうもん ずいじ たいおう ちいきせいかつ む そうだん じょげん おこな
ビスです。

16. 共同生活援助（グループホーム）

きょうどうせいかつえんじょ
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護そ
やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん にゅうよく はい しょくじ かいご
他の日常生活上の援助を行うサービスです。
た にちじょうせいかつじょう えんじょ おこな

17. 施設入所支援

しせつにゅうしょしえん
主として夜間、施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の
しゆ やかん しせつ にゅうしょ しょう しゃ じ たい にゅうよく はい しょくじ
介護などの支援を行うサービスです。
かいご しえん おこな

18. 地域移行支援

ちいきいこうしえん
施設や精神科病院に入所・入院している障がい者のかたが、地域生活を送る
しせつ せいしんかびょういん にゅうしょ にゅういん しょう しゃ ちいきせいかつ おく
ことができるようにするための支援を行うサービスです。
しえん おこな

ちいきていちゃくしえん
19. 地域定着支援

きょたく たんしん せいかつ しょう じょうじ れんらくたいせい かくほ
居宅に単身などで生活している障がいのあるのかたとの常時の連絡体制を確保
して、緊急時の相談や訪問などの支援を行うサービスです。

しょう しゃがいしゅつかいご
20. 障がい者外出介護サービス

じゅうど しかくしょう しゃおよ ぜんしんせいしょう しゃ ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ
重度の視覚障がい者及び全身性障がい者・知的障がい者・精神障がい者・
なんびょうかんじやとう しょう じ しゃかいせいかつじょう ひつようふ かけつ がいしゅつじ つきせい
難病患者等・障がい児のかたの社会生活上、必要不可欠な外出時の付添のヘル
パーを派遣するサービスです。

しょう しゃいそ
21. 障がい者移送サービス

しょう しゃてちょう も しない きょじゅう しんたいしょう しゃ なんびょうかんじやとう にちじょう
障がい者手帳をお持ちの市内に居住する身体障がい者、難病患者等で日常
がいしゅつ くるま しょう たいしょう くるま つきしやりょう
の外出において車いすを使用しているかたを対象に、車いすリフト付車両で
いどう しえん
移動を支援するサービスです。

しゅわつうやくしゃはけん
22. 手話通訳者派遣

ちゅうかくしょう しゃ おんせい げんごきのうしょう しゃ かくしゅてつづ しゃかいさんか ば
聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者のかたに、各種手続きや社会参加の場
しゅわつうやくしゃ はけん
へ手話通訳者を派遣するサービスです。

ようやくひつきしゃはけん
23. 要約筆記者派遣

ちゅうかくしょう しゃ なんちょうしゃ ちゅうとしつちょうしゃ おんせい げんごきのうしょう しゃ
聴覚障がい者、難聴者・中途失聴者、音声・言語機能障がい者のかたに、
はなし ないよう ば ようやく もじ つた ようやくひつきしゃ はけん
話の内容をその場で要約して文字にして伝える要約筆記者を派遣するサービス
です。

にちじょうせいかつようぐきゅうふ
24. 日常生活用具給付

しんたいしょう しゃ ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ なんびょうかんじやとう しょう じ
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等・障がい児のか
たい せいかつじょう ふべん かいしょう えんかつ せいかつ おく にちじょうせいかつようぐ
たに対して、生活上の不便を解消し円滑に生活を送れるよう、日常生活用具を
きゅうふ
給付するサービスです。

ちいきかつどうしえん
25. 地域活動支援センター

ちいき しゅうろう こんなん ざいたく しょう しゃ そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい
地域において就労が困難な在宅の障がい者に、創作的活動や生産活動の機会、
しゃかい こうりゅうきかい ていきょう
社会との交流機会などを提供するサービスです。

にっちゅういちじしえん
26. 日中一時支援

しんたいしょう しゃ ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ なんびょうかんじやとう しょう じ
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等・障がい児のかた
たい いちじてき かつどう ば ていきょう
に対して、一時的な活動の場を提供するサービスです。

ほうもんにゆうよく
27. 訪問入浴サービス

いどう こんなん しんたいしょう しゃ なんびょうかんじやとう たいしょう きょたく ほうもん
移動が困難な身体障がい者・難病患者等のかたを対象に、居宅において訪問
にゆうよくしゃ にゆうよく ていきょう
入浴車による、入浴サービスを提供するサービスです。

せいねんこうけんせいどりようしえん
28. 成年後見制度利用支援

しんぞく もうした きたい たいしょう しちょう もうしたてにん せいかつ ほ ご
親族の申立てが期待できないかたを対象に市長が申立人となったり、生活保護
じゆきゆうしゃ ほうしゆう しはら こんなん たいしょう じよせい おこな
受給者など報酬を支払うことが困難なかたを対象に助成を行うサービスです。

じどうはったつしえん
29. 児童発達支援

しゅうがくまえ しょう じ たいしょう にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう
就学前の障がい児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能
ふよ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん おこな
の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

いりょうがたじどうはったつしえん
30. 医療型児童発達支援

にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふよ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練
しえん ちりょう おこな
などの支援と治療を行うサービスです。

ほうかごとう
31. 放課後等デイサービス

しゅうがく しょう じ たいしょう じどうはったつしえん しせつ がっこう
就学している障がい児を対象に、児童発達支援センターなどの施設で、学校の
じゆぎょうしゅうりょうご がっこう きゆうこうび せいかつのでりよくこうじょう ひつよう くんれん しゃかい
授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会と
こうりゆう そくしん しえん おこな
の交流の促進などの支援を行うサービスです。

きょたくほうもんがたじどうはったつしえん
32. 居宅訪問型児童発達支援

じゆうど しょう がいしゆつ いちじる こんなん しょう じ たい
重度の障がいなどにより外出することが著しく困難な障がい児に対して、
じたく ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふよ おこな
自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行う
サービスです。

ほいくしよとうほうもんしえん
33. 保育所等訪問支援

ほいくしよ ほうもん しょう じ たい しょう じいがい じどう しゅうだん
保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団
せいかつ てきおう せんもんてき しえん おこな
生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

